**令和５年度第５回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和５年１１月９日（木）１７時から１９時

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　小会議室

**３ 主な論点　条例素案について**

**（１）第２条（定義）に規定する「障害の社会モデル」について**

主な意見

* 「障害のある人ご自身の機能の障害のみが原因ではなくて」の部分について、のみがあることによって、障害者が存在することが原因という風に捉えられる恐れがある場合がある。他の言い回しだと、「障害と相まって」などいうこともある。
* 先日の国連の権利委員会の勧告を踏まえて、日本の障害者団体の議論の中で、「社会モデル」から「人権モデル」という動きもあるので、「社会モデル」から少し前を見た方がいいのではないかと感じた。
* 「人権モデル」の指摘は、大事な話で、素晴らしい指摘。その考え方は、最近出てきた考え方ではないが、ここ数ヶ月で、研修が増えたり、取り上げられるようになっている。そんな中、「社会モデル」という言葉を条例に入れるということは、危険。ただ、「人権モデル」の考え方については、まだきちんと伝わっていないので、その考え方をかみ砕いて条例に入れるということは難しいと思う。なので、モデルそのものを定義するのではなく、障害のある人の人権を尊重する、ということを基本理念の４に入れるなどで対応できるのではないかと思う。

　資料　の「条例制定の考え方」の第３条（基本理念）のところで、障害者基本法第７条を根拠に持ってきているが、その部分をうまく解釈すれば、モデルの説明をしなくても書きようがあると思う。

**事務局としての考え方**

・定義に規定している「社会モデル」については、昨年、国連障害者権利委員会から日本政府で出された総括所見で記載されている「障害の人権モデル」の流れも踏まえ、条例では定義しないこととする。

・「障害の人権モデル」の「障害者は、保護・福祉の対象ではなく、人権の主体である」という「人権」をベースにした考え方を第３条の基本理念に盛り込むように調整する。

**（２）第４章「共生社会の実現に向けた取組」について**

主な意見

* 施策としては他にも様々な内容があると思うが、その中でも５つ選んだ理由は何か。**（井上委員）**

事務局：第３条の基本理念で条例に共通する考え方について「個人の尊重」「活動機会の確保」「意思疎通・情報取得手段の確保」「障害や障害のある人への理解」として整理をしている。その理念を踏まえ、県が実施している各分野に共通する横断的な取組として、５つを抜粋した。他県では、就労支援を位置づけている場合もあるが、それは第22条の社会参加の促進の中で読めるというように考えている。

* 就労支援を「社会参加」の中に入れると、社会参加の考え方が幅広いものになる。共生社会とはなんぞやという議論も必要になるし、社会参加をどのように捉えるかという問題もある。

　さらっと書かれているが、共生社会を作る上で、一番大事な部分になる。社会参加という表現ではなくて、障害者権利条約の言葉でいうと、障害のない人と平等に生活ができるというような趣旨の言葉に変えた方がいいのかなというようにも感じる。こういう書き方をすると、スポーツとか、就労、余暇という言葉を並べたくなるが、社会参加することが目的ではなくて、障害のない人と平等に生きていけることができる社会というところを目指しているはず。

* 今までは社会参加はいろんな言葉で言われてきたが、そこの質は問われてこなかった。たとえば就労においても、その仕事の内容はどうなのかという議論はされてこなかった。今、そういったところも含めて、ダイバーシティ、いわゆる多様性のある社会という議論がされている。障害者がいてもいいよね、障害があろうがなかろうがそこに生きがいを感じれる社会がこれから必要ではないかと思っている。
* 憲法では、聞こえない人も、松本さんのように身体障害者も日本国民であり、高知県民であるけれど、実際は、例えば聴覚障害の場合は、どこにいても手話で対応できるところがない、社会参加は、スポーツだけでなく、ご近所との関わりも社会参加になるが、それもできない状況があって、多分これは、人として、松本さんも私も日本人、人として当たり前に生きるために、いろいろな法律が必要。その元になる考え方は、人間として扱ってほしいというところ。聴覚障害者協会の活動も、人として当たり前に生きること、そのためにはいろいろな法律が必要、それがなければ、平等にたてないというところが、いつも頭の中にあります。「高知家は大家族」というキャッチコピーがありますが、私たちは外されていると感じる。どこにいても聞こえる人と同じように対応してもらえないし、制限もある状況。まずは、日本国民の中の高知県民の一人として認めていただき、聴覚障害がある、そのために普通の人と同じようにするためにはこうした手立てが必要というような考え方になればいいんですが、まず聴覚障害を持つ人というような見られ方をするので、そうではなく、人としてみんなが平等、同じ人間という考え方を表現できるようにしていければいいと思う。
* 条例に書かれている内容と今、自分が置かれている状況にすごくギャップを感じている。きれいな文章の中に、自分は入らないという印象を受けている。この内容で、県民の皆様が現状を分かってもらえるのかなと考えたりしている。障害のある人もない人も誰もがということであるのならば、やはり生きていくために働くことはどうしても必要だし、大事になってくるけれど、それがスポーツとか文化活動とかそういう中に入ってしまうのかなとか、そんなことをぐるぐる考えてしまって、今私たちが本当に困っていることがどうすれば伝わるんだろうということを考えていました。
* 最近、障害者施策推進協議会の中で聞かれたのが「医療にアクセスができない障害者がたくさんいる、医療センターへ救急車で行ったけど、意思疎通が図れないので帰ってください」という話や「道を歩いていて、少し変に見られたら、お廻りさんが来て連れていかれた」とか、日常生活の中では、竹島委員、井上委員が言われたように障害者が社会から阻害されているなということがここ３～４年の議論でもある。そうすると、50年前の障害者が健常者に近づきなさいという考え方に近いような社会が今もあるのかなという風に感じる。そういう点で、今度の条例に対する想いや期待は大きいけれど、現実社会はそうじゃないよねという議論を、条例ができた後も続けないと、本当の意味で差別解消には遠いのかなと、皆さんの話を聞いていて思ったので、この22条は、もう少し、想いを書いたらいいのかな、それともあっさりこれでいいのかなということを各自が考えて、事務局へ意見を出すくらいのことかなと思っています。
* 今のご意見をお聞きしていて、この条例には、温度というか、熱さが足りないんだということをとても強く感じました。この条例に練り込む想いという部分を、この検討委員会の中で、皆さんで議論する時間がやはり足りなかったと感じています。なので、この後の意見照会で、当事者委員からの想い、温度を感じる部分、私たちに足りない部分をぜひお聞きしたいなと思います。

　また、社会参加の部分、確かにここが本当に温度を感じない、まさに最たる例かもしれないが、ここでというよりは、戻って第３条の基本理念の部分、ここが薄いというか、温度を感じない。基本理念の（２）活動機会の確保が、まさしくこのパーツだと思います。ここをしっかり書いていれば、このための施策をしっかりやるということで、第４章はあっさりでもいいと思うが、この基本理念を、もう少し想いを込めた理念にする、そこに、皆さんのお知恵をお借りするという方向でまとめてもいいのかなと、思いました。

* 第３条の基本理念のところをもう少しボリュームアップするのであれば、ここの項目と最後の部分を順番も含めて関連付けるようにすればいいのではないかと感じた。

　さらには、私や竹島委員、井上委員がどんな高知で暮らしたいかということをもっと書いた方がいいのかな、そうすれば、もっと理念がはっきりするかなという気がしました。

**事務局としての考え方**

・第３条の基本理念に、この条例を制定するにあたって、共生社会の実現に向けた想い、必要性を含める。

・前文の現状と課題の振り返り部分に、目指す共生社会と現実とのギャップを明記する。

**（３）その他、法制的な内容**

* 第３章の「調整委員会」について、第19条で規定されているが、第16条から「調整委員会」について触れられているので、法制的に問題ないかどうか、確認してほしい。
* 紛争解決の仕組における「あっせんを行うことが適当でないと認めるとき」等の具体例について、どういったレベルで規定するのか？規則化するのか、内規的なものか。オープンにする予定か。

　　　事務局：規則であれば、議会の承認ではなく、庁内の事務処理規則に基づいて規定していく。今後、規則でどこまでの範囲を書いていくかということを検討していく。条例の考え方は、オープンにして、誰にも見ていただけるようにしたいと考えている。